

政令第 号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行に伴い、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項、第七条第一号、第四十条の二第二項第二号、第四十五条、第四十六条第六項、第四十九条第四項及び第五十一条、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十九条の七第二項、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の四第二項第二号並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十一条第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（不動産特定共同事業法施行令の一部改正）

第一条 不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を削り、第五号を第二号とする。

第三条の見出しを「（不動産特定共同事業者の使用人）」に改める。

第四条を次のように改める。

(許可に係る資本金又は出資の額)

第四条 法第七条第一号の政令で定める金額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額（次の各号のうち二以上の号に掲げる法人に該当するときは、当該二以上の号に定める金額のうち最も高いもの）とする。

一 第一号事業を行おうとする法人 一億円（主務省令で定める法人にあつては、二千万円）

二 法第二条第四項第二号に掲げる行為に係る事業を行おうとする法人 千万円

三 第三号事業を行おうとする法人 五千万円

四 第四号事業を行おうとする法人 千万円

第十一条を第十二条とする。

第十条第一項中「第十二条」及び「第十三条」の下に「（法第四十条の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「及び第四十条第一項」を「、第四十条第一項及び第四十条の二第八項」に改め、「不動産特定共同事業者」の下に「又は特例事業者」を加え、同項ただし書中「同項」を「法第四十条第一項及び第四十条の二第八項」に改め、同条第二項中「第四十条第一項」の下に「及び第

四十条の二第八項」を加え、「不動産特定共同事業者の主たる事務所以外の事務所（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という）を「特定事務所（不動産特定共同事業者若しくは特例事業者の主たる事務所以外の事務所又は不動産特定共同事業者と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者から業務の委託を受けた者の事務所をいう。以下この項及び次項において同じ）」に、「当該従たる事務所等」を「当該特定事務所」に改め、同条第三項中「不動産特定共同事業者の従たる事務所等」を「特定事務所」に、「不動産特定共同事業者の当該従たる事務所等」を「検査等に係る不動産特定共同事業者若しくは特例事業者又は不動産特定共同事業者と取引をする者若しくは不動産特定共同事業者から業務の委託を受けた者の当該特定事務所」に改め、同条を第十一条とする。

第九条第二項中「第二十三条」を「第二十三条第一項」に、「第九条第三項」を「第十条第三項」に、「第九条第五項」を「第十条第五項」に改め、同条第四項中「第五条第一項第五号」の下に「及び第六号」を加え、同条を第十条とし、第八条を第九条とする。

第七条中「不動産特定共同事業者」の下に「若しくは特例事業者」を加え、同条の表中「、同条第二項第三号」を「及び第二項第三号」に、「第九条第二項」を「第八条の二、第九条第二項、第十六条第一項

」に、「第五十五条第三号」を「第四十条の二第二項第三号、第五十五条第二号」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（特例事業者の使用人）

第七条 法第四十条の二第二項第二号の政令で定める使用人は、特例事業者の使用人で、事務所の代表者であるものとする。

（金融商品取引法施行令の一部改正）

第二条 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条の四の十第五項の表不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者の項中「不動産特定共同事業契約」の下に「（同条第七項に規定する特例事業者と締結したものを除く。）」を加える。

（国土利用計画法施行令の一部改正）

第三条 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項第五号中「又は同条第六項」を「若しくは同条第七項に規定する特例事業者又は同

条第八項」に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正)

第四条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成二十年政令第二十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「不動産特定共同事業者」を「不動産特定共同事業者等」に改め、同条第三項中「不動産特定共同事業者」の下に「(不動産特定共同事業者等のうち、不動産特定共同事業法第二条第七項に規定する特例事業者を除いたものをいう。以下この条において同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年十二月二十日)から施行する。

(不動産特定共同事業法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令の施行前に締結したこの政令による改正前の不動産特定共同事業法施行令第一条第一号、第二号又は第四号に掲げる契約（予約を含む。）については、なお従前の例による。

理由

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴い、届出の対象となる特例事業者の使用人を定める等不動産特定共同事業法施行令その他の関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。